

不活性ガス消火設備の事故にご注意ください

令和2年12月、令和3年1月、令和3年4月に愛知県、東京都の立体駐車場等で、不活性ガス消火設備の二酸化炭素消火剤の誤放出によって死傷者が発生する事故がありました。このような不活性ガス消火設備による死亡事故は、過去にも発生しています。(平成5年2件、平成7年1件)

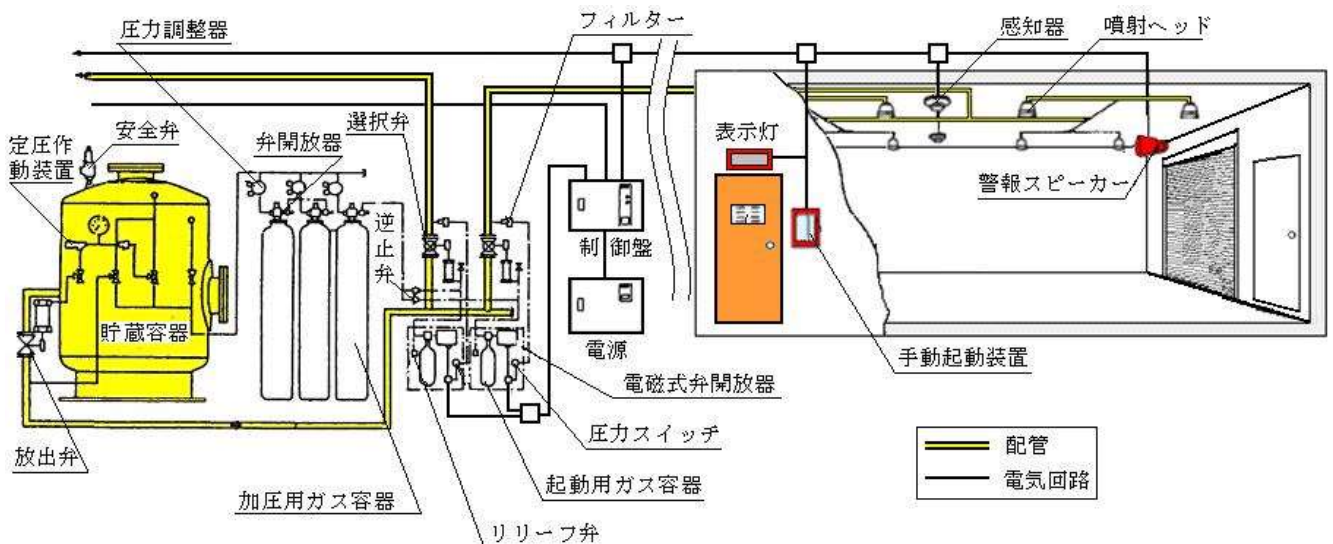
事故防止のために、不活性ガス消火設備を設置している建物の事業所の皆様、及び点検・工事の関係者の皆様は、次の項目に十分に留意されるようお願いします。

○不活性ガス消火設備の特徴

- 1 全域放出方式・局所放出方式・移動式がある。
- 2 水による消火が適さない施設に設置されている。(駐車場、電気室、ボイラー室、通信機器室、危険物施設等)

全域放出方式の場合

- ・区画された部屋の中に、スピーカー等の音響警報装置や噴射ヘッドなどの設備で構成される。部屋の扉付近には放出表示灯と手動起動装置等が設けられている。消火剤は区画された部屋とは別に貯蔵されている。
- ・手動起動装置の操作箱の扉を開けると、音響警報装置が作動、手動起動装置の放出スイッチを押して区画された部屋に消火剤が放出され、酸素濃度を下げることで消火し、停止スイッチを押して解除される。



↑ 全域放出方式の系統図

○事業所の関係者（従業員・警備員等）の皆様への注意点

- ・ 不活性ガス消火設備の機能・特性について自衛消防訓練等で周知徹底する。
- ・ 火災の場合以外、手動起動装置に触れない。
- ・ 誤って、手動起動装置の操作扉を開け音響警報装置が作動した場合は、扉を閉め、点検業者などに復旧しているか確認を依頼する。
- ・ 工事関係者が誤って配線等を切断しないように、設置されている設備について周知しておく。
- ・ 消火ガスが噴出される旨の音響警報装置が作動した際に、防護区画内やその周辺に人がいる場合は、ただちに区画外に退避させ、近寄らないよう周知する。
- ・ 消火ガス放出用の手動起動装置を押した場合でも、時間内(※)であれば、手動起動装置の中にある停止スイッチを押すことで消火ガスの放出を停止できる。(※二酸化炭素ガスを放出するものの場合、最短 20 秒間)
- ・ その他、異常を確認した場合には、点検業者などに速やかに連絡する。

○点検・工事関係者への注意点

- ・ 事前に事業関係者に設備の設置状況や注意事項の確認をする。
- ・ 設置されている消防用設備等の取扱要領、注意事項について不明な点があれば、建物の消防用設備等の点検を行う事業者を確認する。
- ・ 工事を行う場合は、その旨を事業所の関係者、利用者に必ず周知する。
- ・ 設備の機能、取扱方法、放出時の対応要領等について、事業関係者に周知する。
- ・ 消火剤放出後は十分に換気し酸素濃度を回復させる。

なお、設備について不明な点がある場合は、最寄りの消防署・出張所までお問い合わせください。

会津若松消防本部 予防課 ☎0242-59-1403

会津若松消防署

☎0242-25-1200

会津坂下消防署

☎0242-84-2119

猪苗代消防署

☎0242-62-4433

会津美里消防署

☎0242-54-3934